

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 228 回

梅雨時です。大変蒸し暑い日が続きます。  
一方九州地方は大雨です。東北地方は冷夏の予想です。  
大企業はプラス成長に転じました。しかし中小企業は相変わらず厳しい状況です。  
ヨーロッパ方面は大不況です。アメリカは巨大な財政赤字で困っています。  
苦楽こもごもです。でも堪えぬかなければ・・・

苦しみの報酬は経験なり  
逆境は最良の教師なり  
といます  
この苦しみを良薬にして成功に導きましょう

〈今日の勉強〉

- 利益は成果の判定基準である
- 利益は不確定性というリスクに対する保険である
- 利益はよりよい労働環境を生むための原資である
- 利益は医療、国防、教育など社会的なサービスと満足をもたらす原資である
- やはり利益を上げないとなんともならぬ
- しかし、将来のために貯えねばならぬ

使命を果たすためにも利益を上げるべく努力しましょう！！  
負けてたまるか

前田の《今人生を語る》第 133 回

めざめよ日本人

もうすぐ参議員選挙です(7月1日記)。わが日本国にとって真に必要な、役立つ政治家を選ぶための少し勉強をしてみましょう。

- 天は自ら助くる者を助く、甘言を弄する者を当選させると結局そのツケはそういう政治家を選んだわが国民に及び、最大不幸の社会となる —
- マスコミの恣意に流されてはならない
- マスコミは常に社会に被害者、弱者を過剰に作り出し、存在を際立たせ、その味方であることをもって自らのヒューマニズムの現れとしてきた
- そんなマスコミに踊らされてはならぬ

— 国民のためになる政治家は公平な人 (一部の人のためではなく、それこそ国民のためになる人)  
厳しい意見を言ってくれる人  
自分に厳しい人 (金儲けはもってのほか)  
基本方針がしっかりしていること  
ですね —

消費税法の一部が改正され、平成 22 年 4 月 1 日以後に次の①、②のいずれにも該当する事業者の方は、免税事業者となることや簡易課税制度を適用して申告することが一定期間制限されることとなりました。

- ① {
  - イ. 課税事業者選択届出書を提出し、平成 22 年 4 月 1 日以後開始する課税期間から課税事業者となる場合
  - ロ. 資本金 1 千万円以上の法人を設立した場合
- ② {
  - イ. 課税事業者となった課税期間の初日から 2 年を経過する日までの間に開始した各課税期間中に
  - ロ. 新設法人の基準期間がない事業年度に含まれる課税期間中に
 調整対象固定資産<sup>(※)</sup>の課税仕入れを行い、かつその仕入れた日の属する課税期間の消費税の確定申告を一般課税で行う場合

- ①、②に該当する場合は
- 調整対象固定資産<sup>(※)</sup>の課税仕入れを行った日の属する課税期間の初日から原則として 3 年間は、
  - 免税事業者となることはできません
  - また、簡易課税制度を適用して申告することもできません (一般課税により消費税の確定申告を行う必要があります。)

(※) なお、調整対象固定資産とは、棚卸資産以外の資産で、建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権等の無形固定資産その他の資産で、消費税等に相当する金額を除いた金額が 100 万円以上のものが該当します。

